

令和 8 年 亀 岡 市 議 会 定 例 会 9 月 議 会
提 案 理 由 説 明 書

令和 8 年 8 月 3 1 日

本日ここに、議員各位の御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。
ます。

それでは、9月議会に提案いたしております議案につきまして、御説明を申し上げ、よろしく御審議をいただきたいと存じます。

第1号議案の一般会計補正予算は、9億5,650万円を追加し、
予算総額を477億8,820万円とするものでございます。

その主な内容でございますが、総務費におきましては、庁舎1階西側
出入口を自動ドアに更新するための経費を庁舎維持管理経費に計上して
おります。また、令和7年度亀岡市一般会計の決算上に生じた剰余金の
一部について、財政調整基金に積み立てる経費として、財産管理経費に
6億9,000万円を計上しております。

民生費におきましては、地域密着型サービス事業所等の整備を図るた
め、新たに介護施設等を開設する事業者への支援に要する経費を地域
介護基盤整備促進事業経費に計上しております。

衛生費におきましては、国民健康保険南丹病院組合を構成する2市1
町の負担割合に基づく児童手当分の分担金として、南丹病院組合経費に
3,358万円を計上しております。

農林水産業費におきましては、農事組合法人丹波畜産協同組合から
譲渡を受けた養豚場施設の跡地活用に向けまして、所有権移転登記や抵
当権解除等の権利関係の整理に要する経費として、畜産振興関係経費に

6, 078万円を計上しております。

商工費におきましては、企業の経営改善や地域経済の活性化を図るため、市内の中小企業等を対象とした経営状況等の個別調査、分析に要する経費を商工業振興対策経費に計上しております。

土木費におきましては、地域こん談会等の要望を踏まえ、生活道路などの機能維持や安全対策を行う経費などを計上しております。

消防費におきましては、亀岡中部地区圃場整備事業に関連して、デジタル防災行政無線設備の移設に要する経費などを災害対策経費に計上しております。

さらに、教育費におきましては、育親学園校舎等の整備に係る労務単価及び資材単価の改定に伴うインフレスライド分に要する経費として、小学校費及び中学校費の学校建設事業費に、あわせて2, 594万円を計上するとともに、亀岡中学校の屋上防水改修工事に要する経費として、中学校費の学校建設事業費に5, 000万円を計上しております。

その他、補助金等の財源を確保した事務事業経費等をはじめとしまして年間の必要経費を見込み、必要最小限の行政経費の計上を基本に、所要の経費を補正するものでございます。詳細につきましては、それぞれの御審議をいただく過程におきまして御説明申し上げることといたしております。

これらの財源につきましては、府支出金、繰入金、市債等の特定財源

と繰越金等の一般財源で措置いたしております。

継続費につきましては、育親学園校舎等の整備に要する経費について、地方自治法第212条の規定により、総額及び年割額の変更を予算に定めるものでございます。

第2号議案の国民健康保険事業特別会計補正予算は、過年度国庫支出金等の精算による返納金として、所要額329万円を追加するものでございます。

第3号議案の介護保険事業特別会計補正予算は、過年度府支出金等の精算による返納金として、所要額2,006万円を追加するものでございます。

第4号議案の西加舎財産区特別会計補正予算は、地域振興のための繰出金につきまして、所要額100万円を追加するものでございます。

次に、第5号議案から第8号議案までの4議案は、条例議案でございます。

第5号議案の認可地縁団体印鑑条例の一部改正は、地方自治法施行規則の一部改正により、所要の規定整備を図るものでございます。

第6号議案の循環型社会推進条例の一部改正は、指定ごみ袋の交付を受けるときの手数料について、見直しを行おうとするものでございます。

第7号議案の手数料徴収条例及び印鑑条例の一部改正は、出入国管理及び難民認定法等の一部改正による在留カード及び特別永住者証明書と

個人番号カードの一体化に伴い、関係する条例について、必要な改正を行おうとするものでございます。

第 8 号議案の福祉医療費支給条例及び老人医療費支給条例の一部改正は、医療費等の一部改正に伴い、所要の規定整備を図るものでございます。

次に、第 9 号議案から第 48 号議案までの 40 議案は、令和 7 年度の亀岡市一般会計及び特別会計の決算認定議案でございます。各会計の歳入歳出決算につきまして、監査委員の審査が終了いたしましたので、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

第 49 号議案の財産の取得につきましては、令和 9 年度に小学校、中学校及び義務教育学校へ入学や進学等をする児童生徒に対して配備するタブレット端末等を購入しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

第 50 号議案の財産の無償譲渡につきましては、天川簡易児童遊園の一部跡地について、土地の有効利用を図り、地域社会の福祉向上に寄与するため、隣接する延福寺に無償譲渡しようとするものであり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

第 5 1 号議案の市道路線の認定につきましては、新たに 1 路線を認定しようとするものでございます。

第 5 2 号議案及び第 5 3 号議案は、水道事業会計、下水道事業会計それぞれの事業会計の未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上をもちまして説明を終わります。

どうぞ慎重に御審議をいただきまして、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。